

神納地域まちづくり協議会 平成25年度 通常総会 議案書



日時：平成25年4月18日(木)
午後7時00分から
会場：有明集落開発センター

神納地域まちづくり協議会 平成 25 年度通常総会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議長の選出

4 議事録署名人の選任

5 総会の成立報告

6 議事

第 1 号議案 平成 24 年度 事業報告及び決算報告の承認について
監査報告

第 2 号議案 神納地域まちづくり協議会規約の一部改正の承認について

第 3 号議案 平成 25 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

7 議長退任

8 閉 会

第1号議案

平成24年度 事業報告及び決算報告の承認について

平成24年度事業報告及び決算報告について、別紙により承認を求めます。

平成25年4月18日提出

神納地域まちづくり協議会 会長 鈴木一昭

平成25年4月 日承認

神納地域まちづくり協議会 総会議長

□ 平成24年度 神納地域まちづくり協議会事業報告

- 平成24年4月12日(木) 第1回 運営委員会
1年の活動予定について
(敬老会、集落支援事業、秋のイベント、先進地視察)
- 15日(日) 飯岡集落事業(集落ごみ拾い)
22日(日) // (花見)
29日(日) 南大平集落事業(鯉のぼり取り付け)
- 5月18日(金) 第2回 運営委員会(兼敬老会説明会):参加20名
敬老会について
まちづくり事業について
- 27日(日) 飯岡集落事業(堤整備)
南大平集落事業(鯉のぼり取り外し、交流会)
- 6月16日(土) 敬老会
- 7月20日(金) 第3回 運営委員会
運動会について
先進地視察について
- 8月15日(水) 殿岡集落事業(灯籠流し)
16日(木) 有明集落事業(納涼盆踊り大会)
19日(日) 山田岩野沢集落事業(合同カラオケ納涼祭)
- 9月 1日(土) 小出集落事業(小出の伝統行事)
7日(金) 第4回 運営委員会
運動会について
先進地視察について
- 10月 8日(月・祝) 神納地域大運動会
14日(日) 桃川集落事業(収穫感謝祭)
- 11月10日(土) 先進地視察(山北地区小俣集落・小俣ふるさと楽校)
- 12月 2日(日) 河内集落事業(クリスマス会)
6日(木) 第5回 運営委員会
運動会の反省について
先進地視察報告
25年度事業について
- 平成25年1月14日(月・祝) 指合集落事業(集落統一賽の神)
- 31日(木) 第6回 運営委員会
24年度事業の反省について
25年度事業について

2月27日(水) 第7回運営委員会
25年度事業について
総会について
3月19日(火) 第8回運営委員会
総会打合せ

□ まちづくり新聞の発行（全世帯配布）

平成24年	4月	1日	創刊号	発行
	8月	1日	第2号	発行
	9月	15日	第3号	発行
	11月	1日	第4号	発行
平成25年	2月	1日	第5号	発行
	3月	31日	第6号	発行

□ 集落事業写真展示

平成25年 2月 神納小学校
各集落センター

平成24年度 神納地域まちづくり協議会 収支決算書

収 入

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算額	比較(補正後予算額-決算額)	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,598,000	0	1,598,000	1,599,000	1,000	地域まちづくり交付金
2 諸収入	4,000	0	4,000	4,328	328	準備会繰越金4,263、利息65
合 計	1,602,000	0	1,602,000	1,603,328	1,328	

支 出

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算額	比較(流用後予算額-決算額)	説 明
1 組織運営経費	455,000	10,000	465,000	375,869	89,131	
1 役員・委員報償	309,000	0	309,000	309,000	0	会長 30,000 副会長 20,000 監事 2,000×2人 委員 15,000×17人
2 費用弁償	50,000	0	50,000	7,000	43,000	500×4人、1,000×5人
3 会議費	32,000	0	32,000	15,200	16,800	会場借上料8,000(1,000×8回) お茶代7,200
4 事務費	40,000	0	40,000	11,145	28,855	ファイル5,092、模造紙803 両面テープ1,470、振込手数料3,780
5 印刷製本費	24,000	10,000	34,000	33,524	476	広報紙印刷費(6回発行)
2 集落支援事業	747,000	0	747,000	747,000	0	山田・岩野沢 108,000 飯 岡 63,000 桃 川 90,000 河 内 63,000 南大平 63,000 指 合 54,000 殿 岡 90,000 小 出 99,000 有 明 117,000
3 地域交流事業	200,000	0	200,000	196,497	3,503	運動会
4 福祉事業	50,000	0	50,000	48,300	1,700	敬老会
5 研修費	143,000	-10,000	133,000	13,465	119,535	
1 講師謝礼	40,000	0	40,000	0	40,000	
2 研修視察	53,000	0	53,000	13,465	39,535	保険料1,000、御礼3,000 燃料費1,905、運転手代7,560
3 研修会	50,000	-10,000	40,000	0	40,000	
6 予備費	7,000	0	7,000	0	7,000	
合 計	1,602,000	0	1,602,000	1,381,131	220,869	

収入 1,603,328円 - 支出 1,381,131円 = 差引き残額 222,197円

差引き残額 222,197円は、次年度に繰越いたします。

監査報告書

神納地域まちづくり協議会の、平成24年度事業報告書及び収支決算書について、通帳、出納簿並びに関係書類を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

平成25年 4月 2日

監事

鈴木久市 

監事

東海林欣若 

第2号議案

神納地域まちづくり協議会規約の一部改正について

神納地域まちづくり協議会規約を、別紙案により改正したいので承認を求めます。

平成25年4月18日提出

神納地域まちづくり協議会 会長 鈴木一昭

平成25年4月 日承認

神納地域まちづくり協議会 総会議長

神納地域まちづくり協議会規約の改正について（案）

1. 役員について

第6条第2項、第3項を改正する。

（旧）

（役員）

第6条 第1項（略）

2 役員は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

3 本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

（新）

（役員）

第6条 第1項（略）

2 会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

2. 役員の任期について

第8条第3項を加える。

（役員の任期）

第8条 第1項～第2項（略）

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする

3. 総会について

第10条第8項を削除する。

4. 運営委員会について

第12条第1項を改正する。

（旧）

（運営委員会）

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

第2項～第9項（略）

(新)

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、次項によって選出された運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

第 2 項～第 9 項 (略)

附 則

改正後の規約は、平成 25 年 4 月 日から施行する。

神納地域まちづくり協議会規約新旧対応表

新	旧
<p>(役員)</p> <p>第6条 第1項 (略)</p> <p>2 <u>会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。</u></p> <p>3 <u>監事は、運営委員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 第1～第2項 (略)</p> <p>3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 第1項～第7項 (略)</p> <p>8 (削る)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 運営委員会は、<u>次項によって選出された</u>運営委員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。</p> <p>第2項～第9項 (略)</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 第1項 (略)</p> <p>2 役員は、<u>運営委員会において選出し、総会の承認を得る。</u></p> <p>3 <u>本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 第1～第2項 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 第1項～第7項 (略)</p> <p>8 本会の設立時においては、<u>集落区長及び集落区長が推薦した代議員が議決権を有するものとする。</u>ただし、集落区長が運営委員となっている集落は、代理者とする。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 運営委員会は、<u>会長、副会長及び運営委員</u>をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。</p> <p>第2項～第9項 (略)</p>

神納地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月15日制定

平成25年 4月 日改正

(目的)

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、神納地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、神納地域に居住する人及び神納地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会及び評議委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、評議委員、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、評議委員、代議員の過半数から請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席評議委員、代議員の中から選出する。

5 総会は、委任状を含めた評議委員、代議員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席評議委員、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長、監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第11条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務局に備えておかななければならない。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、次項によって選出された運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 運営委員の選出については別に定める。

3 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

4 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

- (2) 本会の事業の実施運営に関する事項
 - (3) 地域まちづくり計画案の策定及び調整
 - (4) 緊急を要する重要事項
 - (5) その他必要な事項
- 5 運営委員会は、第4項第4号を決議することができる。ただし、決議事項は、次の総会において報告し、その承認を受けなければならない。
 - 6 運営委員会の中に、必要に応じて専門部会を設置することができる。専門部会の会務は、運営委員会で別に定める。
 - 7 会長は、必要あると認めるときは、評議委員の出席を求め、指導、助言等を受ける事ができる。
 - 8 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 9 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(評議委員会)
- 第13条 評議委員会は、本会を構成する集落区長をもって構成する。区長が運営委員となっている集落は、代理者とする。
- 2 評議委員は総会において、運営委員会が提案する議案を審議し、議決する。
 - 3 評議委員会は、本会の運営に係る指導、助言等を行うものとする。
(代議員)
- 第14条 代議員は総会において、運営委員会が提案する議案を審議し、議決する。
- 2 代議員の選出については別に定める。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(事務局)
- 第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局員を置く。
 - 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。
(会計)
- 第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、その他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支をすることができる。
(事業計画及び収支予算)
- 第17条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を得なければならない。
(監査)
- 第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において総会出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月15日から施行する。

改正後の規約は、平成25年4月 日から施行する。

神納地域まちづくり協議会運営委員等選出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、神納地域まちづくり協議会規約第12条第2項及び第14条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運営委員の選出)

第2条 運営委員は、各集落区長が推薦する者とする。

2 運営委員会の委員数は、別表1のとおりとする。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、各集落区長が推薦する者とする。

2 代議員数は、各集落から2名以内とする。ただし、総会で認めた場合はこの限りではない。

3 運営委員、評議委員は、代議員になることができない。

附 則

この内規は、平成24年3月15日から施行する。

別表1 運営委員数(第12条関係)

集 落 名	人 数
岩野沢	1
山 田	2
飯 岡	2
桃 川	2
河 内	2
南大平	2
指 合	2
殿 岡	2
小 出	2
有 明	2
合 計	19

第3号議案

平成25年度 事業計画及び収支予算の承認について

平成25年度事業計画及び収支予算について、別紙案により承認を求めます。

平成25年4月18日提出

神納地域まちづくり協議会 会長 鈴木一昭

平成25年4月 日承認

神納地域まちづくり協議会 総会議長

平成25年度事業計画（案）

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
1 地域の課題解決、地域振興及び住民交流	(1)集落支援事業				
	① 山田、岩野沢集落 【収穫感謝祭】	10月上旬	集落全世帯	前年は、8月19日に納涼祭を行ったのですが、非常に暑い時期、時間帯で熱中症の心配がありました。今年は時期をずらし、収穫感謝祭として集落住民の親睦を図る。 ◎経費 100,000円	
	② 飯岡集落 【環境整備、花見】	4月	集落全世帯	集落内のゴミ拾い後、沢田堤での花見を行い、集落での交流をよりいっそう図りたい。また、ゴミ捨て禁止等の看板をつくり掲示したい。 ◎経費 85,000円	
	③ 桃川集落 【桃川盆踊り】	8月14日 ～ 8月16日	集落全世帯	桃川集落伝統の盆踊りを復活し、老若男女、子供、小、中、高校生、集落上げて大盆踊りを行い活性化を図る（笛、太鼓張替、アンプ・スピーカーリース代等） ◎経費 100,000円	
	④ 河内集落 【クリスマス会】	12月8日	集落全世帯	今年で4年目となります。ツリーは毎年飾りやLEDの電飾数を増やして賑やかにしています。区と実行委員会が中心になり、子供も参加します。（ツリーの材料費、子供達のプレゼント代等） ◎経費 70,000円	
	⑤ 南大平集落 【鯉のダム湖のぼりと鯉っちゃんフェスティバル】	4月28日 ～ 5月26日	集落全世帯	ダム湖公園に鯉のぼりを張り、ゴールデンウィークにダム湖公園及び大平山登山に来られる皆さんに楽しんでいただく。5月末にこの事業の一環として集落住民の融和を目的とした「鯉っちゃんフェスティバル」を計画し集落住民の親睦を図る。（ミニ運動会賞品代、カラオケ機器リース代、車両借り上げ料等） ◎経費 110,000円	

1 地域の課題解決、地域振興及び住民交流	⑥ 指合集落 【集落統一 賽の神】	1月中旬	集落全世帯	指合集落における小正月伝統行事の「賽の神（ホイホイ）」は、同姓一族や近隣の組等により、複数の「賽の神」が祀られ、その規模や方法もまちまちであることや材料の稲ワラが不足しているなど、水稻耕作農家には稲ワラ収集の協力依頼を行い、少子高齢化の指合集落の老若男女がホイホイの製作に参加し、一会場において「統一した賽の神」をつくり、集落住民がその場に会し、「無病息災」「五穀豊穰」を願い、住民の交流と親睦を図りながら受け継がれてきた伝統行事を後世に受け伝えて行きたい。 ◎経費 58,000 円	
	⑦ 殿岡集落 【灯籠流し】	8月15日	集落全世帯	区が主体となり、集落内を流れる石川に灯籠を流しお盆の思いをはせる。（川床整備工事代、灯籠の材料費等） ◎経費 180,000 円	
	⑧ 小出集落 【環境整備及び 集落交流会】	6月16日	集落全世帯	子供からお年寄りまで参加して頂き、農村公園、水辺広場及び集落内の美化環境整備を行う。その後ゲームなど行い交流を図る。（ゲーム賞品代、資材等） ◎経費 110,000 円	
	⑨ 有明集落 【納涼盆踊り 大祭】	8月16日	集落全住民	区が主催となり農家組合、生産森林組合、消防団、婦人会、小中PTA、老人クラブの各種団体、それに盆の帰省客の老若男女、みんな力を合わせ踊って語って騒いで、1年に1回時間を忘れて1夜を楽しむ。また、婦人会、PTA、消防団は夜店を出して賑わう。（提灯、電気配線材料費、参加賞代等） ◎経費 130,000 円	
	(2)地域交流事業				
	地域イベントの実施	年間	地域全住民	地域イベントを実施し、地域住民の交流と親睦を図り、まちづくり活動への参加意識を醸成する。 運動会（10月）等	
2 健康及び福祉の増進	(1)福祉事業				
	神林地区敬老会への参画	6月15日	神納地域対象者	敬老会参加者への支援を行う。	

平成25年度 収支予算(案)

収 入

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,914,000	1,598,000	316,000	
2 繰越金	222,197	0	222,197	前年度繰越金
3 諸収入	803	4,000	-3,197	利息等
合 計	2,137,000	1,602,000	535,000	

支 出

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 組織運営経費	725,000	455,000	270,000	
1 役員・委員報償	309,000	309,000	0	会長 30,000円 副会長 20,000円 監事 2,000円×2名 委員 15,000円×17名
2 費用弁償	50,000	50,000	0	
3 会議費	37,000	32,000	5,000	会場借り上げ料1,500円×10回 お茶代等
4 事務費	44,000	40,000	4,000	事務用品、振込手数料等
5 印刷製本費	85,000	24,000	61,000	広報紙印刷費等
6 備品購入費	200,000	0	200,000	ポータブル拡声器
2 集落支援事業	943,000	747,000	196,000	事業計画書参照
3 地域交流事業	220,000	200,000	20,000	運動会等
4 福祉事業	80,000	50,000	30,000	敬老会等
5 研修費	143,000	143,000	0	
1 講師謝礼	40,000	40,000	0	
2 研修視察	53,000	53,000	0	視察料、交通費、燃料費等
3 研修会、講習会	50,000	50,000	0	資料代、講師交通費等
6 予備費	26,000	7,000	19,000	
合 計	2,137,000	1,602,000	535,000	

※ 予算の支出に不足が生じた場合は、他科目より流用できるものとする。

◎ 神納地域まちづくり協議会運営委員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
岩野沢	高橋 荘一	南大平	大矢 秀明
山 田	松村 茂明	指 合	鈴木 一昭
山 田	高野 勝幸	指 合	忠 昭彦
飯 岡	小田 良市	殿 岡	板垣 義栄
飯 岡	小田 宏明	殿 岡	鈴木 竹二
桃 川	白木 誠	小 出	東海林 剛
桃 川	田畠 洋平	小 出	本間 高志
河 内	斎藤 与志美	有 明	鈴木 忍
河 内	斎藤 仁	有 明	大滝 芳浩
南大平	大矢 健一		

◎ 神納地域まちづくり協議会評議委員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
岩野沢	(区長代理)	南大平	大矢 幸雄
山 田	松村 憲三	指 合	薄田 清
飯 岡	小田 栄吉	殿 岡	鈴木 繁榮
桃 川	尾方 巳酉	小 出	東海林 欣治
河 内	齋藤 裕助	有 明	鈴木 久市

◎ 神納地域まちづくり協議会代議員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
山田、岩野沢	近 馨	南大平	大矢 均
山田、岩野沢	蟹井 慶彦	指 合	忠 聡
飯 岡	田島 達男	指 合	忠 昭平
飯 岡	池田 真幸	殿 岡	石田 正樹
桃 川	白木 和美	小 出	本間 孝幸
桃 川	近 雅博	小 出	近 和之
河 内	渡辺 矢一	有 明	加賀 健一
河 内	村田 秀夫	有 明	角田 百合

神納地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前 56 番地

電話・告知：0254-66-6122（直通）

F A X：0254-66-6110